

新潟県病院局訓令第2号

局本庁
地域機関
施設

新潟県病院局文書記号規程（昭和35年新潟県病院局訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成27年5月29日

新潟県病院事業管理者 若月 道 秀

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
第2条 前条に規定する文書番号には、次表に規定する記号を付さなければならない。		第2条 前条に規定する文書番号には、次表に規定する記号を付さなければならない。	
記号	病院名等	記号	病院名等
(略) 県十病	新潟県立十日町病院	(略) 県十病	新潟県立十日町病院
(略) 県芝看専	新潟県立新発田病院附属看護専門学校	県六病 県小病	新潟県立六日町病院 新潟県立小出病院
県病清	六日町・小出病院事業清算事務所	(略) 県芝看専	新潟県立新発田病院附属看護専門学校

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。